

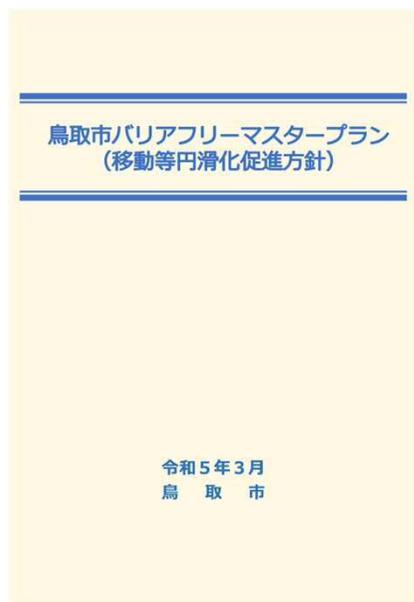
第9回 鳥取市移動等円滑化協議会

1. 鳥取市バリアフリー基本構想に基づく特定事業の進捗等について

1. これまでの経緯

年月	内容	備考
平成14年1月	平成12年制定の交通バリアフリー法に基づき、高齢者や障がい者等が自立した日常生活における移動上の支障を改善するための環境整備の推進のため「鳥取市交通バリアフリー基本構想」を策定。	鳥取市
平成30年 令和2年	バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律・平成18年施行）の改正により、バリアフリーマスタープラン制度の創設（H30）や心のバリアフリーの更なる推進の内容が盛り込まれた。（R2）	国
令和5年3月	バリアフリー法の改正に対応するため、公共交通や建築物、公共施設の面的・一体的なバリアフリー化の方針を示す「鳥取市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）」を策定・公表。	鳥取市
令和7年3月	鳥取市バリアフリーマスタープランの方針に基づき、より具体的なバリアフリー化を推進するための計画として「鳥取市バリアフリー基本構想」を策定・公表	鳥取市

鳥取市バリアフリーマスタープラン（令和5年3月策定）



鳥取市バリアフリー基本構想（令和7年3月策定）



2. 鳥取市バリアフリーマスタープランの概要

鳥取市バリアフリーマスタープラン

高齢者や障がい者等が利用する施設や経路等のバリアフリー化に関する**基本的な方針**を示すことにより、市民や事業者等と**広く考え方を共有**し、バリアフリー化を推進するもので、**移動等円滑化促進地区等の設定、バリアフリー化の促進に関する取り組み、情報、心のバリアフリーの取り組み、届け出制度等を記載。**（令和5年3月策定）

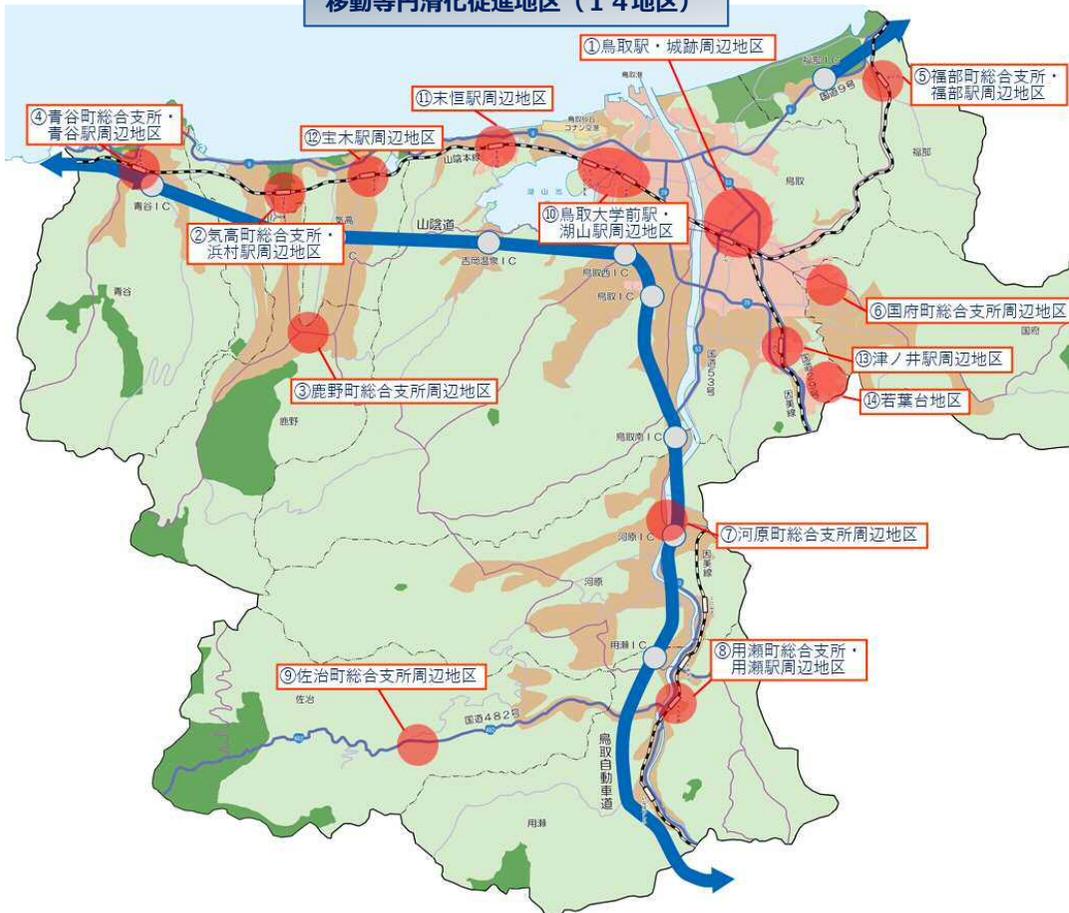
基本理念

「みんなが支え合い 誰もが安心・快適に自分らしく過ごせるまちづくり」

基本方針

1. ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化の推進
2. 全市域でのバリアフリー化の展開
3. 緊急性・重要度・実現性等に配慮したバリアフリー化の推進
4. 緊急時にも対応可能な情報提供の充実
5. 心のバリアフリーの推進

移動等円滑化促進地区（14地区）



鳥取市マスタープランでは、多くの人が利用する施設及び高齢者や障がい者等が集まった地区を、重点的にバリアフリー化を促進する「**移動等円滑化促進地区**」に設定。

国ガイドラインの考え方及び、本市の実情に基づき**14地区**を設定。

①	鳥取駅・城跡周辺地区	⑧	用瀬町総合支所・用瀬駅周辺地区
②	気高町総合支所・浜村駅周辺地区	⑨	佐治町総合支所周辺地区
③	鹿野町総合支所周辺地区	⑩	鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区
④	青谷町総合支所・青谷駅周辺地区	⑪	末恒駅周辺地区
⑤	福部町総合支所・福部駅周辺地区	⑫	宝木駅周辺地区
⑥	国府町総合支所周辺地区	⑬	津ノ井駅周辺地区
⑦	河原町総合支所周辺地区	⑭	若葉台地区

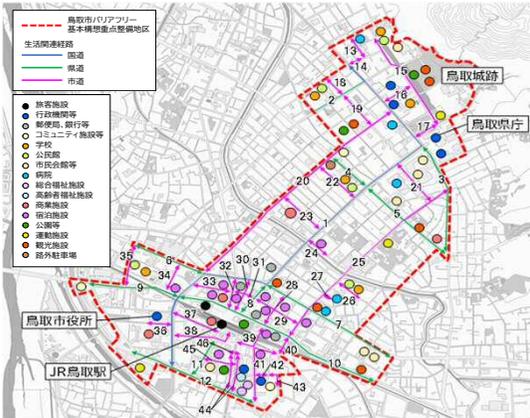
3. 鳥取市バリアフリー基本構想の概要

鳥取市バリアフリー基本構想

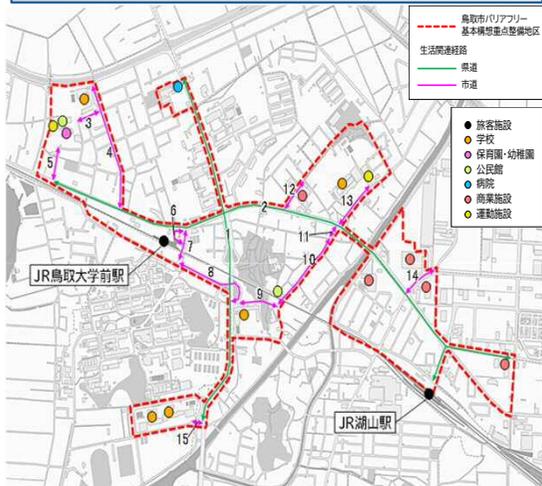
バリアフリーマスタープランで示した方針をより具体的に推進する計画

旅客施設等を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（**重点整備地区**）を設定し、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するためのものであり、既存の施設等のバリアフリー化と、相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設等多様な施設（**生活関連施設**）を結ぶ経路（**生活関連経路**）の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的とする。（令和7年3月策定）

重点整備地区地区（鳥取駅・城跡周辺地区）



重点整備地区地区（鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区）



鳥取市バリアフリーマスタープランで設定した14の「移動等円滑化促進地区」のうちさらに優先的にバリアフリー化を推進する**2地区の「重点整備地区」**を設定。
さらに区域内の「生活関連施設」「生活関連経路」には**特定事業**を定め、特定事業計画書の作成と実施の義務。特定事業以外にも「その他の事業」を定め特定事業とあわせてバリアフリー化を推進します。

○特定事業のイメージ

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



道路特定事業

視覚障害者誘導用ブロックの設置



車道との段差解消



路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画の整備等



都市公園特定事業

園路の段差解消
障害者対応型トイレの整備等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置等の段差解消



障害者対応型トイレの整備



交通安全特定事業

音響式信号機
残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

（想定される事業）

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の利用疑似体験



タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修

出典：「鳥取市バリアフリー基本構想」（鳥取市）

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの改訂について（国土交通省）

4. 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及び基本構想作成のメリット

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）

- バリアフリー化の方向性を示すことによって事業者等の調整の容易化が図れる。
- 各施設管理者等からバリアフリー化の状況を報告してもらうことが出来ることでバリアフリーマップ作成等の円滑な情報収集が可能となる
- 旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合に、事前に届出（届出制度）してもらうことが可能となり、連続したバリアフリー化が確保されるよう、内容変更等の要請を行えるなど、施設間の連携を図ることが可能となる。
- 道路事業や市街地整備事業、都市公園等において歩行空間の整備や公園施設のUD化を図る場合、マスタープランに位置付けられた地区は、社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象となる。など

バリアフリー基本構想

- 特定事業を設定することにより、既存施設についてもバリアフリー化を推進することができる。
- 基本構想に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業等については、公共施設等適正管理推進事業債におけるユニバーサルデザイン事業の対象となる。（充当率90% 交付税措置率30%）
- 旅客施設におけるバリアフリー整備を公共交通特定事業に位置付け、国庫補助金の対象となる場合に限り、地方債の対象経費とすることができる。
- 道路事業や市街地整備事業、都市公園等において歩行空間の整備や公園施設のUD化を図る場合、マスタープランに位置付けられた地区は、社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象となる。など
（上記は一定の要件あり）

5. 国・県等の動きについて

○国土交通省

第4次バリアフリー整備目標の最終とりまとめを公表（令和7年6月）

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000402.html

- ・目標期間 令和8年（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間
- ・マスタープラン、基本構想の作成の推進・スパイラルアップの取り組みをしている自治体の促進
- ・心のバリアフリーの推進（バリアフリー基本構想に教育啓発特定事業の位置づけを推進）
- ・鉄道、バスなどの旅客施設や車両等、道路や建築物等のインフラのバリアフリー化率の数値目標についても強化

（上記は一部抜粋）

○鳥取県

点字ブロックの一斉点検（令和7年10月10日）

- ・当事者団体から報告を受けた点字ブロック不具合箇所も点検
- ・国、県、市町村の管理施設における点字ブロック点検
- ・民間施設における点字ブロック点検

（民間施設による点検の結果確認された不具合箇所の修繕等に対する補助事業）

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正（令和7年施行）

- ・バリアフリー法及び施行令の改正に合わせ、条例の見直し、「鳥取県福祉のまちづくり施設整備マニュアル」にも反映。